

## 『社員の違反』

標題の「悪いこと」とは、犯罪や各種法律違反、民法の公序良俗に反することのほか、会社の  
服務規律や規定などに違反することを含みます。

ですから、必ずしも罪に直結する場合に限らず、広範な意味合いをもっています。

では、その悪いことを具体的に列挙してみましょう。

- ①犯罪など 会社の金銭や物品、商品を盗んだり、勝手に私用で使う場合。
- ②暴行など 社内外で他人に暴力を振るったり、脅迫をする場合
- ③名誉毀損 会社の名誉を傷つけたり、信用を落とす場合
- ④いやがらせ 性、年齢、環境による優位性を利用して嫌がらせや脅かしを行う場合  
セクシャルハラスメントなどがあります。
- ⑤規律違反 引火性の保管物のある場所で煙草を吸ったり、焚き火をたいたり、食品を扱う仕  
事場でトイレから出て手を洗わなかったりする場合  
また、出勤が不規則であったり、

このような場合は、必ずしも法律違反とはいえませんが、会社にとっては重要な  
禁止事項ですので違反した場合は「悪いこと」になります。

余談ですが、従業員はただ会社に出てくれればとりあえず働く責任をクリアーして  
いると勘違いしている方がいます。従業員はただ仕事をこなせばいいというネガ  
ティブな立場でなく、誠実に労働に専念するという労働義務を負っていることを、  
会社がまず認識してほしいものです。

- ⑥役割怠慢・放棄 与えられた仕事や職務、役割に対して故意や怠慢、放棄によって全うしない場  
合はやはり「悪いこと」の範ちゅうに入ることになります。

また、正当な理由がなく上司などに対する命令違反や、職務に熱心でない場合な  
どもこの項目に該当するでしょう。

その他「悪いこと」に関する内容は、「退職」の項を参考にしてください。